

第3期介護保険事業計画 策定委員会 第1回会議録

【開催日時】平成 17 年 5 月 19 日(木) 14 時 00 分～15 時 45 分

【開催場所】福岡県自治会館 101 会議室

【出席者】

策定委員：安藤委員、岡本委員、小賀委員、中川委員、波多江委員、馬場委員、藤田委員、藤丸委員、藤村委員、古川委員、矢野委員

広域連合：藤谷助役、藤総務課長、田中事業課長、有尾総務課長補佐、石橋事業課長補佐、海蔵寺事業課長補佐、玉江企画電算係長、福本給付係長、吉岡認定係長、日野指導係長、廣瀬資格管理係長、宮越、吉田、米丸、瀬口

支部事務長：神武、藤城、棕本、太田、盛永、石井、鶴岡、大石、三小田、石原、中本

コンサル：吉川、矢部(財団法人全国保健福祉情報システム開発協会)

古野本(エヌシィ情報機器株式会社)

【会議資料】策定委員名簿、福岡県介護保険広域連合の概要、制度改正概要

【議題】 第3期介護保険事業計画に係る制度改正概要

1. 開会

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今より第1回福岡県介護保険広域連合事業計画策定委員会を開催します。本来なら、策定委員会の会長が議長として議事を進めることになっておりますが、本日は第1回の策定委員会でありますので、会長が選出されますまでの間、議事を事務局で進行させていただきます。

私、本日の進行を努めます総務課課長補佐の有尾と申します。よろしくお願いいたします。

まず今回、策定委員をお願いする皆様に事業計画策定委員委嘱状を交付させていただきます。本来ならば広域連合長である山本からお渡しするところですが、日程の調整がつかせず、代わりまして助役の藤谷からお渡しさせていただきます。

2. 策定委員の委嘱

(藤谷助役より策定委員に委嘱状の交付を行う)

3. 主催者挨拶

事務局

つづきまして、主催者を代表しまして助役の藤谷が一言ご挨拶申し上げます。

藤谷助役

本来であれば連合長の山本がご挨拶申し上げますところですが、所用のため出

席できません。山本連合長の代わりにご挨拶申し上げます。

第3期の事業計画を策定するにあたり、この策定委員をお受けくださいますようお願い申し上げます。皆様方には、私どもの介護保険制度の実施にご援助いただいておりますことに深くお礼申し上げます。

平成 18 年度に制度改正が行われ大幅に変更されることになっております。要支援・要介護になる前の方を対象とした地域支援事業や現行の要支援、要介護1の一部の方を対象とする新予防給付の実施などが予定されています。特に軽度の者に対するサービスについて予防重視型システムへの転換をしていくことになっております。

広域連合のサービスの利用状況について説明させていただきますと、平成 15 年 4 月末の認定者数 46,910 人、出現率 18.8%だったものが、平成 17 年 2 月末で 52,829 人、出現率 20.6%と認定者数、出現率ともに増加しております。これに伴って給付費も増加しております。平成 17 年度につきまして、市町村合併により構成市町村数 71 市町村が 60 市町村に変わりました。

平成 17 年度は構成市町村数が変わることにより保険料の見直しが必要となり、さらに構成市町村の高齢者の一人当りの給付費について最も高い市町村と低い市町村では 2.5 倍の格差があったため、構成市町村の不公平性を無くすため、給付と負担とのバランスを考慮して3段階のグループ保険料を今年度は導入しております。

今回の策定委員会では、第2期事業計画の検証、第3期の事業量の推計及び施策について検討していただく予定ですが、制度改正や連合の状況を踏まえつつご審議いただきますようお願い致します。

どうぞ介護保険の向上のためにも特段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

4. 出席者紹介

事務局

今回初めてお顔を会わせられる方もいらっしゃると思いますので、大変恐れ入りますが、安藤様から順に自己紹介をお願い致します。

安藤委員

福岡県薬剤師会から参りました安藤と申します。

薬剤師会で介護保険関係の仕事をさせていただいております。また、ケアマネジャー関係の仕事もしておりますので、新予防等いろいろありますので、皆さんと十分ご意見を交わして委員の役割を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

岡本委員

田川市から参りました岡本愛子でございます。

現在、民生委員と介護相談員をしております。介護相談員として週に 3 回、3 ヶ所の施設を訪問し入居者の方やケアに来られている方のお話を聞くという仕事をしております。

今から一生懸命勉強しながら皆様のお役に立つよう頑張っていきたいと思います。よろしくお願い致します。

小賀委員

北九州市立大学で社会福祉士の養成に携わっております。社会福祉を担当しています小賀と申します。どうぞよろしくお願い致します。

中川委員

福岡県歯科医師会の常務理事の中川でございます。よろしくお願い致します。

波多江委員

福岡県社会福祉協議会から参りました波多江でございます。

この4月から地域福祉部長ということで市町村社会福祉協議会の指導育成という立場になりました。これから制度改正等に関して勉強していききたいと思います。よろしくお願い致します。

馬場委員

福岡県社会福祉士会から推薦いただきました馬場でございます。

前期も関わらせていただいております。今期につきましても色々参考にしながら検討したいと思いますのでよろしくお願い致します。

藤田委員

筑穂町社会福祉協議会の理事長の藤田でございます。

介護保険事業関連では、各種在宅サービス、新型特養の管理運営の事業をしておりますので、事業所の立場から現場の意見が出せるのではないかと思います。よろしくお願い致します。

藤丸委員

柳川市で民生委員と介護保険の相談員をしております藤丸でございます。

このことにつきましてはあまり分かりませんが、しっかり勉強して頑張りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

藤村委員

福岡県老人福祉施設協議会から推薦を受けて参りました、須恵町の特別養護老人ホーム恵昭園の藤村です。

施設を代表して参っておりますので、計画策定のおり施設の意見も取り入れていただきたく頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。

古川委員

二丈町から出席しております古川でございます。

今年 65 歳になったばかりで、介護保険について幅広く勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

矢野委員

水巻町から参りました矢野と申します。

民生委員としての長年の経験がございますけれども、介護保険の知識は乏しく、皆様方の意見を聞きながら勉強していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日、福岡県医師会からもご推薦いただくことになっておりますが、まだ未定でございます。また、福岡県看護協会の香月様、福岡県介護福祉士会の因様は、それぞれ仕事の都合で本日欠席ですので、このお三方につきましては、第 2 回の策定委員会で改めてご紹介させていただきます。

それでは続いて事務局職員及び今回の事業計画策定に関してご協力を頂いておりますコンサルタントの紹介をさせていただきます。

まず、助役の藤谷でございます。

総務課長の藤(トウ)でございます。

事業課長の田中でございます。

事業課長補佐の海蔵寺でございます。

事業課長補佐の石橋でございます。

企画電算係長の玉江でございます。

給付係長の福本でございます。

認定係長の吉岡でございます。

指導係長の日野でございます。

資格管理係長の広瀬でございます。

制度改正・事業計画プロジェクト班の宮越でございます。

同じく吉田でございます。

企画電算係の米丸でございます。

同じく瀬口でございます。

コンサルタントであります全国保健福祉情報システム開発協会の吉川でございます。

同じく矢部でございます。

ケアプラン等の適正化事業に関しまして平成 15 年度からご協力をいただいております。今回の制度改正のうち主要施策の部分で助言をいただいておりますエヌシィ情報機器の古野本でございます。

広域連合の各 13 支部の事務長にも出席させていただいております。

以上事務局の職員でございます。よろしくお願いいたします。

5. 会長・副会長の選出

事務局

会長・副会長の選出を行います。

策定委員会設置要綱第 5 条第 2 項において、「会長は、委員の互選により定める。」と規定しておりますので、どなたか委員の皆様からご推薦でございますでしょうか。

波多江委員

本日の委員の中に北九州市立大学の小賀先生がいらっしゃいます。推薦をいたします。

事務局

只今、波多江委員より小賀委員をとの推薦がございまして、皆様の拍手をもってご承認とさせていただきます。

それでは、会長は北九州市立大学 小賀久委員にお願いしたいと思います。

小賀会長、会長席へ移動をお願い致します。

つづきまして、副会長の選出を行います。

策定委員会設置要綱第 5 条 3 項において、「副会長は、会長の指名により定める。」と規定しておりますので、小賀会長より副会長を指名させていただきます。

小賀会長

実務を良くご存知でおられる、筑穂町社会福祉協議会の藤田さんをお願いしたいと思います。

事務局

それでは、副会長は筑穂町社会福祉協議会の藤田博久委員をお願い致します。

藤田副会長、副会長席へ移動をお願い致します。

6. 会長挨拶

事務局

小賀会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

小賀会長

重い役割をかけられましたけれども、是非この会議が、被保険者それから各自治体で介護サービスを利用している方々の生活を支える役割を担えればと思っております。

この委員会において 3 つのお願いがあります。

まず、この委員会の性格、次に議事の公表、もし可能であれば 3 点目はこの委員会で介護計画に関する学習をすること、を少し検討させていただければと思っております。

まず 1 点目の委員会の性格ですが、各分野の代表の方々にご参集いただいているということですが、各分野からの利益を代表する場ではありませんので、分野ごとの要望や意見陳述をしていくことにはならないと思っております。各分野の専門性を活用させていただく場になりますので、当然ながら介護保険のサービスを展開していくなかで色んな課題が山積してますので、そうした諸課題を現場から学び整理をして政策に繋げていく、そういう場としてこの委員会を位置付けるべきではないかと考えております。

特に最終的には、連合のサービスの供給量を推計し具体的に保険料の算定をするのかということも含めて検討していく必要があるかと思うのですが、この委員会で何かが決ま

ると言うわけではありません。最終的には連合議会でこの委員会の議論が活用されて、より質の高い議論をしていただく、そしてより公正な判断をしていただく、そのための場と考えております。

そうした委員会の性格があるかと思しますので、是非よろしくご協力お願いします。

2点目ですが、我々はボランティア的に委員会に参集していますが、それぞれの専門性を持っているということから考えると、その発言、議事の内容は一定の責任を負っていかねばなりませんし、ここでどのような議論が交わされているかということについては皆様方の合意をいただければこの議事録を連合のホームページに掲載してはどうかと考えています。

これは、情報公開条例がありますので、我々がそれを検討しなくてもそれぞれの立場の方から要望があれば公開しないといけないことになっています。請求されて公開するのではなく、当初から我々の議論の公平さを知っていただくということでホームページに掲載をするということを私達の総意として決定してはどうかと思っています。もしよろしければということですが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。もちろんホームページに掲載する前は私と藤田さんの方で議論の中身について目を通し、それぞれの委員の方に具体的な不利益が生じないように配慮させていただきます。

3点目ですが、それぞれの立場で介護保険の仕組みや具体的実施内容についてはご存知と思います。しかし、今回は大幅に制度の改定がなされていくという状況ですので、そのことをある程度議論の下敷きにおこななければ、これからのサービスの供給量を考えていくということができにくいと思っております。

実は今日お休みになっていらっしゃると思いますので改めてお願いしないといけないかと思うのですが、実際に現場で介護計画などを作成してらっしゃる因さんから雛型などを見せていただきながら少し学習をしていくといった時間も可能であれば設けさせていただきたいと考えております。そのあたりは無理のないように事務局と相談しながらと考えております。

まず私達の役割としましては、最初の1点目の、連合の議会により質の高い議論と判断をしていくための基本的材料を整えるということ。単純に材料を整えるだけなら調査を専門とする会社がありますのでその資料を送ればよいということになる訳で、議会が求めているのはおそらくそういうことではなく、この連合体の各自治体の実情をそれぞれ専門の立場でどのように把握をすれば良いのかということ意見をなかに付していかなければと思っています。

是非そういう意味で皆様方の力をここに結集をさせていただいてご協力願えればと思います。

7. 介護保険事業計画策定の諮問

事務局

つづきまして、介護保険事業計画策定に係る諮問書の交付を行います。諮問書につきましては、広域連合助役藤谷より小賀会長へお渡しします。なお、各委員には、諮問書の写しを議事次第のページに添付しておりますので申し添えます。藤谷助役お願い致します。

す。

藤谷助役

(諮問書の内容を読み小賀会長に諮問書の交付を行う)

事務局

策定委員会設置要綱第 6 条において、「委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。」と規定しておりますので、小賀会長、これからの進行はよろしくお願い致します。

8. 制度改正の概要

小賀会長

それでは議事に入らせていただきます。

本日の議事は「制度改正の概要について」であります。事務局からの説明をお願い致します。

事務局

(資料「制度改正概要(厚生労働省資料の抜粋)」に基づいて説明を行う)

小賀会長

長時間のご説明お疲れ様でした。だだいま事務局から制度改正の概要について説明がありましたが、これについて質問等ございますでしょうか。ございましたら挙手をしてご質問ください。

今の説明でも分かるように核となる見直しがありますが、介護保険全体に渡って見直しを加えられているということですし、見直しのなかで「市町村」がそれを行うという表現をそのまま「連合」がそれを行うと読み替えられるかどうかは、今のところはっきりした方針を厚労省が出していないのでそういう不確定な部分を残してはいますが、今の説明の中で質問があればどうぞ遠慮なくお願いします。

すぐにはでてきにくいとは思いますが、介護保険制度が老人福祉サービスの核になっていることには間違いなことなのですが、介護保険制度だけで高齢者全体の福祉を見て行くのは無理で、周辺サービスを各市町村が具体的にどのように考えていくのかを一方では各市町村の責任として見通していかなければいけないことになろうかと思えます。

この保険制度に関する疑義・ご質問等、介護保険制度として連合が取り組んでいくときにどのように方針を立てていくのかということと、市町村レベルで取り組んでいかなければならないこと、あるいは検討していかなければならないこと、について議論を整理しながら進めていかなければならないと思えます。

いま特に質問なければ、次回から具体的な質問に入っていきたいと思えます。ただし内容の濃い質問は事前に事務局にお知らせいただきたいと思います。

藤村委員

市町村の計画がそのまま連合の計画かはまだ不透明ということですが、今回の中で日常生活圏域が盛んに言われています。連合として日常生活圏域をどのような圏域で捉えているのですか。一般的に厚労省が示している、小学校区か中学校区なのか、それは市町村の裁量に任せるというニュアンスですが、連合としてはどのように考えているか。

はっきりしていないとは思いますが、連合全てが、集まって各市町村にまたがって自由にサービスが使えることにはなりにくいとは思いますが。

主旨は主旨として、基本的に押さえていくと厚労省の考えになると思いますがいかがでしょうか。

事務局

厚労省が示している条文には人口や地理的条件、交通機関の状況、社会資源、施設の配置状況等から地域の実情に応じて区分をすることになっています。

国が課長会議の資料の圏域設定を先進的にしている例を見ると、人口規模から見るものなど色々な区分の仕方があります。それは市町村が考えている状況で判断の仕方が変わってくるので、公民館単位、小学校単位など色々あります。

連合が考えているのは、少なくとも構成市町村単位で1つの圏域との考え方がございます。その考え方は市町村に1つ、もしくは地理的条件、交通機関、社会資源の配慮によって柔軟に考えてもらって、複数あっても構わないのですが、今の縛りでは市町村ごとに1圏域、合併等もありますので、新市町村に1圏域と考えている状況でございます。

小賀会長

よろしいでしょうか。

馬場委員

2点ほどあります。

1点目は、参考資料3ページの養護老人ホームと在宅介護支援センターの規定の見直しについてです。各市町村の中には在宅介護支援センターがありますが、規定の見直しの中身は統合なのかどうか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

2点目は、地域空間整備計画です。「市町村が目標値を設定して、小規模型の特養ならびに小規模多機能型の整備計画を各市町村が決めてください。」となっています。これは、市町村がある程度目標値を考えて決めた後に連合にその数値を上げるのかと予想していますが、どういう筋道になるのかお答えいただければと思います。

小賀会長

1点目は、規定の見直しに関して把握しているか、ということ。2点目は、各市町村単位でサービス供給量を含めた数値を上げてからの検討になるのか、という主旨のご質問ですが。

事務局

1点目の、養護老人ホーム、在宅介護支援センターにかかる規定の見直しですが、養

介護老人ホームの見直しについては住所地特例の適用がされるという見直しです。

在宅介護支援センターの規定にかかる見直しについては、勉強不足で即答できませんけれども、厚労省のQ&Aには、これまで在宅介護支援センターは補助金で運用されていましたが、それがなくなる方向ではないかと考えてます。

事務局

先程の件ですが、在宅介護支援センターは地域に根ざして活躍しています。平成 18 年 4 月から補助金がなくなります。平成 18 年 4 月から、要支援・要介護者になる前の方のマネジメント、総合相談、支援等を地域包括支援センターが担っていく可能性が十分ございます。在宅介護支援センターと地域包括支援センターの枠組みの整理を行い、在宅介護支援センターを残していくための差別化の規定をしていくと思います。

詳しいことが分かったら、お示ししたいと思います。

2 点目の空間整備の交付金についてですが、民間活力を生かして空間整備を図っていくということ。当該市町村が事業計画の範囲で整備計画を立てて、それに対する整備保障をしていくといった、あくまでハード面での整備交付です。交付金という名前ですが、実際は補助金という形での市町村から事業者・団体への補助金です。ハード面での補助金という形をとりますが、事業計画に沿って提供されていきますので、市町村ならびに連合の中で、いわゆる国が示している平成 26 年度までの基準、目標とする数値ですが、情報交換を行いながらその辺りを対応していく必要があると思います。

小賀会長

今のところ「市町村」という部分を「連合」と読み替えていくのかという問題は、むしろ連合からこのように読み替えてほしいという議論を展開していくことも求められているのではないかと思います。60 の市町村が集まっているわけですが、サービスメニューが豊富なところもあれば、サービスが十分に整えられていない地域もあるわけで、一概に市町村単位ではなかなかかなりにくいので、広域で集まっていることの利点を生かして、福岡県広域連合としてはこういう形でのサービス提供を考えていきたいという議論を十分展開していけるのではないかと思います。そういうことも含めてご意見をお願い致します。

ご質問がなければ、よろしければ副会長からご挨拶をお願いします。

藤田副会長

制度改革の方針を話していますが、まだまだ具体的な運用の確たるものが出てないところもありますし、新予防に関しても広域でシミュレーションしていますが、制度面でも不確定要素が多いなかでの策定委員会になりますので、制度の固まり具合を確認しながらやっていくことになると考えています。

小賀会長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

なお、次回開催につきましては、策定委員会スケジュール案にあります通り、6 月は分析作業に時間を費やすため、7 月の上旬に開催したいと考えております。具体的な日時の調整がつき次第、事務局と調整をいたしまして、なるべく早い時期にお知らせしたいと考え

ております。

委員の皆様には、お忙しい中でのご出席をお願いする訳ですが、今後ともご協力の程
よろしくお願い致します。

以上